

答申個第28号
平成27年3月23日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年9月18日付け西区窓第45号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

除籍の再製申出書の不存在による非開示決定事案（諮問個第37号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年7月23日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「西京区役所市民窓口課が異議申立人の除籍再製に瑕疵があるとして、平成25年11月27日3時19分に受付した異議申立人からの再製申出書」（以下「本件文書」という。）の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、異議申立人からの再製申出書で「平成25年11月27日3時19分に異議申立人の除籍再製に瑕疵があるとして受付けたもの」がないとして、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年8月11日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成26年8月18日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書、及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件文書について

異議申立人が求めている文書は、「西京区役所市民窓口課が異議申立人の除籍の再製に瑕疵があるとして受け付けた再製申出書」かつ「平成25年11月27日3時19分に受け付けた再製申出書」である。

(2) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

異議申立人の除籍の再製は、平成24年6月28日に異議申立人からの申出を受けた後、その時点での除籍再製案を添付して京都地方法務局長に報告を行い、平成24年7月20日付けの同局長からの通知を受けて、適法に完了している。平成25年11月頃から平成26年1月頃にかけて、異議申立人は、再製した除籍に瑕疵があることを理由として、再度、訂正跡のない除籍への再製を行うことを求めて何度か西京区役所市民窓口課に来庁しているが、その都度、異議申立人の除籍再製には瑕疵がないこと、及び瑕疵を理由とする再製申出書を受けられないことを説明している。

これに対して異議申立人が何度か再製申出書の提出を試みたため、即時に返戻する、もしくは異議申立人からの求めに応じた記録を残して正式に返戻する方法により、再製申出書は、すべて異議申立人に返戻している。

また、個人情報開示請求書に記載された「平成25年11月27日3時19分」については、異議申立人に係る再製申出書の受付及び返戻についての一切の記録を有していない。

したがって、元々、「除籍再製に瑕疵があるとして受け付けた再製申出書」を保有していることはないが、異議申立人が主張する「平成25年11月27日3時19分」に再製申出書を取得した記録はなく、実際に再製申出書を保有していないため、本件処分を行ったものである。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

文書を保有していないと回答したが、該当する文書があると思う。

経緯

- (1) 市民窓口課長に検証して頂いた。
- (2) 役所窓口に出したら、再製申出書をくれた。
- (3) 担当者は再製前と再製後の謄本をチェックして誤記（転写方式違反？）があるとして平成25年11月27日3時19分受付された。
→二人の担当職員がチェックした

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、平成25年11月27日に異議申立人から提出され、実施機関が収受した除籍の再製申出書である。

(2) 本件処分について

実施機関は、「除籍再製に瑕疵があるとして受け付けた再製申出書」を保有しておらず、異議申立人が主張する「平成25年11月27日3時19分」に再製申出書を取得した記録はなく、実際に再製申出書を保有していないため、本件処分を行ったものであると説明する。

当審査会が、実施機関が保有している戸籍関係書類の収受及び送付の記録である「戸籍発収簿」を検分したところ、平成25年12月25日に異議申立人から再製申出書を収受した記録はあるが、平成25年11月27日に本件文書を収受した記録はないことを確認した。

したがって、「平成25年11月27日3時19分」に収受したとされる本件文書を保有していないとの実施機関の説明に特に不自然な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年 9月18日 諮問（諮問個第37号）
10月17日 実施機関からの理由説明書の提出
12月25日 実施機関の職員の理由説明（平成26年度第8回会議）
平成27年 1月22日 異議申立人の意見陳述（平成26年度第9回会議）
3月 3日 審議（平成26年度第10回会議）
3月23日 審議（平成26年度第11回会議）

※ 異議申立人からの意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第2部会（部会長 市川 喜崇）